

尾道糸崎港港湾計画資料

－ 軽易な変更 －

平成 26 年 8 月

尾道糸崎港港湾管理者
広 島 県

目 次

1. 変更理由	1
2. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	2
2－1. 土地利用計画	2
3. その他の資料	4
3－1. 環境の保全に関する資料	4
3－2. 地方港湾審議会名簿	6

1. 変更理由

松浜地区において、臨海部への企業誘致の促進及び土地需要の変化に対応するため、土地利用計画の一部を変更する。

2. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

2-1. 土地利用計画

(1) 土地利用の区分別面積と変更の理由

松浜地区において、臨海部への企業誘致の促進及び土地需要の変化に対応するため、土地利用計画の一部を変更する。

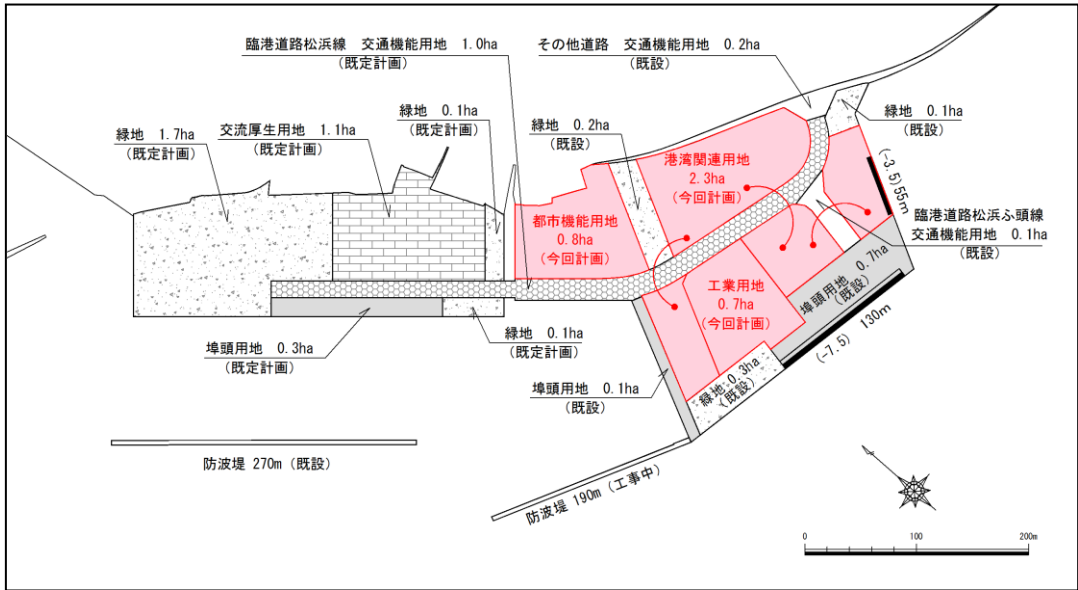


図 2-1-1 松浜地区 土地利用計画図

土地の造成に係わらない土地利用の区分別面積と変更の理由は、表 2-1-1 に示すとおりである。

表 2-1-1 土地造成に係わらない土地利用の区分別面積及び変更理由（松浜地区）

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積	土地利用	面積	
松浜地区	埠頭用地	1.2ha	埠頭用地	1.1ha	臨海部への企業誘致の促進及び土地需要の変化に対応するため、土地利用計画の一部を変更する。
			工業用地	0.1ha	
	港湾関連用地	3.2ha	港湾関連用地	2.3ha	
			工業用地	0.6ha	
	都市機能用地	0.6ha	都市機能用地	0.8ha	変更なし
	交流厚生用地	1.1ha	交流厚生用地	1.1ha	
	交通機能用地	1.3ha	交通機能用地	1.3ha	
	緑地	2.5ha	緑地	2.5ha	変更なし

(2) 土地利用計画

土地利用の変更後と変更前は、次に示すとおりである。

表 2-2-1 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交流 厚生 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
松浜地区	(1.1)	(2.3)	(0.7)	(0.8)	(1.1)	(1.3)	(2.5)	(9.9)
	1.1	2.3	0.7	0.8	1.1	1.3	2.5	9.9

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

表 2-2-2 変更前の土地利用計画（既定計画）

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交流 厚生 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
松浜地区	(1.2)	(3.2)		(0.6)	(1.1)	(1.3)	(2.5)	(9.9)
	1.2	3.2		0.6	1.1	1.3	2.5	9.9

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

3. その他の資料

3-1. 環境の保全に関する資料

(1) 大気質への影響と評価

今回計画では、土地利用計画の変更に伴う発生交通量の変化は小さいため、大気質への影響は軽微であると考えられる。

(2) 潮流への影響と評価

今回計画では、新たな土地造成を行わないため、潮流への影響は軽微であると考えられる。

(3) 水質への影響と評価

今回計画では、新たに水質を悪化させるような水質汚濁負荷源は特にないため、水質への影響は軽微であると考えられる。

(4) 底質への影響と評価

今回計画では、新たに底質を悪化させるような発生施設の計画はないため、底質への影響は軽微であると考えられる。

(5) 振動・騒音による影響と評価

今回計画では、発生交通量に大きな増加はないため、振動・騒音による影響は軽微であると考えられる。

(6) 悪臭による影響と評価

今回計画では、新たに発生する悪臭発生源が特にないため、悪臭による影響は軽微であると考えられる。

(7) 生態系への影響と評価

今回計画では、大気質、潮流、水質、底質等への影響も軽微であることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

(8) 漁業への影響と評価

今回計画では、埋立による漁業権の消滅もなく、生態系への影響も軽微であることから、周辺漁業に与える影響は軽微であると考えられる。

(9) その他

今回計画では、現状の臨海部の眺望を阻害しないこと、周辺に海水浴場等がないことから、自然景観やレクリエーション施設についても影響は軽微であると考えられる。

以上のことにより、今回計画による環境への影響は軽微であると考えられる。

なお、今回計画の実施に当たっては、工法、工期等について十分検討し、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を極力少なくするよう慎重に実施するものとする。

3－2. 地方港湾審議会名簿

広島県尾道糸崎港地方港湾審議会委員名簿

(平成26年8月4日現在) (敬称略順不同)

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	菅 準 一	尾道市立大学経済情報学部教授
港湾関係者	岡 本 信 也	備後海運協同組合代表理事
	山 本 洋	広島県倉庫協会備後部会会長
	河 本 信 行	中国地方港運協会尾三支部長
	大 胡 隆	尾道漁業協同組合代表理事組合長
	弓 場 丞	尾道地区旅客船協会会長
	荻 山 淳	全日本海員組合尾道支部長
県議会議員	松 浦 幸 男	広島県議会議員
	平 田 修 己	〃
	吉 井 清 介	〃
	金 口 巖	〃
市議会議員	分 野 達 見	三原市議会議員(議長)
	藤 本 友 行	尾道市議会議員(議長)
	小 川 眞 和	福山市議会議員(議長)
国の関係行政 機関の職員	石 田 晶 久	神戸税関福山税関支署長
	長 崎 浩 人	神戸植物防疫所広島支所尾道出張所長
	寸 田 政 成	中国運輸局尾道海事事務所長
	尾 藤 勇	中国地方整備局長
	戸ノ崎博宣	尾道海上保安部長(尾道糸崎港長)
県職員	西 尾 保 之	広島県土木局空港港湾部長
市職員	天 満 祥 典	三原市長
	平 谷 祐 宏	尾道市長
	羽 田 皓	福山市市長